

平成27年2月2日(月)まで

平成27年1月5日(月)まで

「臨時福祉給付金」、 「子育て世帯臨時特例給付金」および 「子育て支援減税手当」の申請期間を延長します

「臨時福祉給付金」

町では当初、申請期限を平成26年11月4日(火)としていましたが、平成27年2月2日(月)まで延長しています。(郵送は消印有効)
支給対象と思われる方で申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

なお、臨時福祉給付金の対象となる可能性のある世帯には7月下旬に申請書を郵送しています。対象と思われる方で、届いていない場合や紛失された場合などは、役場民生課までお問合せください。

支給対象者

基準日(平成26年1月1日)において大治町に住民登録があり、平成26年度住民税が課税されない方が対象です。平成26年1月2日以後に大治町へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※次に当てはまる方は対象外となります。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となつ

ている場合

支給額 支給対象者一人につき、100000円

支給対象者の中で左記に該当する方は、50000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請方法

申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、役場民生課窓口へ提出してください。(郵送での申請もできます。)

受付時間

午前9時～午後5時
※土日・祝日を除く

問合せ先

- ・申請方法に関すること
- 役場 民生課

内線165・168

- ・制度に関すること

厚生労働省 専用ダイヤル
☎0570(037)192

※午前9時～午後6時



「子育て世帯臨時特例給付金」および

「子育て支援減税手当」

町では当初、申請期限を平成26年10月1日(水)までとしていましたが、平成27年1月5日(月)まで延長しています。(郵送は消印有効)

支給対象と思われる方で申請がお済みでない方はお早めに申請してください。

●子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であつて、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
※特例給付とは、児童一人当たり月額一律50000円が支給されることをいいます。

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、「臨時福祉給付金」の対象者*および生活保護制度の被保護者は対象外です。

※町民税(均等割)が課税されていない方(町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族

を除く)

支給額 対象児童一人につき10000円(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

●子育て支援減税手当

支給対象者 基準日(平成26年1月1日)に愛知県に住民登録がある方で、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であつて、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

※特例給付とは、児童一人当たり月額一律5000円が支給されることをいいます。

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

支給額 対象児童一人につき10000円(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

申請先 役場子育て支援課

※平成26年1月1日時点で住民票が大治町にある方が対象です。

提出書類

・大治町から平成26年1月分の児童手当を受給しており、支給対象になると思われる方へ申請書を郵送しています。申請

書に記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

・公務員の方は、所属庁から交付される①申請書および②「児童手当(特例給付)受給状況証明書」並びに③振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)を子育て支援課窓口に提出してください。

問合せ先

・申請方法に関すること

役場子育て支援課

内線166・167

・制度に関すること

厚生労働省 専用ダイヤル

☎0570(037)192

子育て支援減税手当コールセンター

☎052(954)6248

「臨時福祉給付金」

「子育て世帯臨時特例給付金」

「子育て支援減税手当」を

装った詐欺にご注意ください。

青少年の非行・被害防止に
取り組む県民運動

非行の芽
はやめにつもつ
みな我が子

未来をつくる青少年が社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民すべての願いです。

自分の子だけでなく、よその子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるという観点に立って「声掛け」をしましょう。

〈青少年健全育成推進協議会〉

12月の公民館ロビー展示

書道展

2日(火)~14日(日)

●書の会

写真展

16日(火)~28日(日)

●写真同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先	
作ってみよう!巨大かるた	12月13日(土) 午前10時	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 交流ホール	無料	あま市七宝焼 アートヴィレッジ	052(443)7588
キャンドルナイトの集い 「モザイクキャンドルを作ろう」	12月21日(日) 午後2時	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 交流工房	300円	あま市七宝焼 アートヴィレッジ	052(443)7588